

営繕・公営住宅関係総合評価落札方式（建設関連業務）の改正のお知らせ

＜令和4年4月1日施行＞

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課：TEL054-221-2354

ガイドライン改正のポイント

- ✓ 価格評価点の算出方法が変わります
- ✓ 同種・類似業務の実績の評価が変わります

1 新価格評価点算定式

$(1 - (\text{入札価格(税込)} - \text{評価上限価格}) / (\text{予定価格} - \text{評価上限価格})) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$

※入札価格(税込)が評価上限価格(調査基準価格)以下の場合、価格評価点は「技術評価配点合計×α」となる

2 新α値

簡易型Ⅰ・Ⅱ適用の場合 α = 1

例

簡易型Ⅱ（技術評価配点合計19点 α = 1）
予定価格 2,000万円
調査基準価格（= 評価上限価格） 1,500万円
入札価格（税込） 1,600万円

新 価格評価点 = 15.2点
 $(1 - (1,600\text{万円} - 1,500\text{万円}) / (2,000\text{万円} - 1,500\text{万円})) \times (19 \times 1)$

旧 価格評価点 = 7.6点 (α = 2)
 $(1 - 1,600\text{万円} / 2,000\text{万円}) \times (19 \times 2)$

3 同種・類似業務の実績の評価点

	タイプ	旧(点)	新(点)
配点 事務所・技術者の「同種・類似業務の実績」の配点 ／技術評価配点合計	標準	27/115 23%	10/67 15%
	簡Ⅰ	27/ 70 39%	9/44 20%
	簡Ⅱ	10/ 25 40%	5/19 26%

3-2 評価方法(事務所・管理技術者・各主任担当技術者)

同種業務の実績がある	配点の100%
類似業務の実績がある	配点の 50%
同種・類似業務ともに実績なし	0点

4 その他

技術者の経験年数に基づく評価の廃止
各主任担当技術者のCPD取得単位の評価の新設 等

※詳細は静岡県HP『建設業のひろば』掲載のガイドラインを御確認ください